（削る。）

6・7　（略）

（漁港漁場専門官、上席漁港漁場専門官及び漁港漁場防災・減災技術専門官）

第五百四十四条　事業課に、漁港漁場専門官六人、上席漁港漁場専門官一人及び漁港漁場防災・減災技術専門官一人を置く。

2～4　（略）

（削る。）

（水産施設災害対策室並びに防災技術専門官、災害査定官及び総括災害査定官）

第五百四十五条　防災漁村課に、水産施設災害対策室並びに防災技術専門官一人、災害査定官四人及び総括災害査定官一人を置く。

2～6　（略）

（削る。）

（北海道漁業調整事務所に置く課等）

第五百五十条　北海道漁業調整事務所に、次の二課並びに漁業監督指導官十五人、上席漁業監督指導官一人、安全操業調整官一人及び資源管理推進官一人を置く。

資源課

漁業監督課

（漁業監督指導官及び上席漁業監督指導官）

第五百八十一条　漁業監督課に、漁業監督指導官三十五人及び上席漁業監督指導官一人を置く。

2・3　（略）

別表第一（第九十七条関係）

名称	位置
（略）	（略）
門司植物防疫所下関出張所	（略）
門司植物防疫所大分出張所	大分市
（略）	（略）
門司植物防疫所鹿児島支所熊本空港出張所	熊本県上益城郡益城町
（削る。）	（削る。）
（略）	（略）

6　養殖国際専門官は、栽培養殖課の所掌事務に係る国際関係事務に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

7・8　（略）

（漁港漁場専門官、上席漁港漁場専門官、漁港漁場防災・減災技術専門官及び海外水産土木専門官）

第五百四十四条　事業課に、漁港漁場専門官六人、上席漁港漁場専門官一人、漁港漁場防災・減災技術専門官一人及び海外水産土木専門官一人を置く。

2～4　（略）

5　海外水産土木専門官は、漁港及び漁場の整備に関する国際協力に関する専門技術上の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

（水産施設災害対策室並びに防災技術専門官、災害査定官、総括災害査定官及び施設管理指導官）

第五百四十五条　防災漁村課に、水産施設災害対策室並びに防災技術専門官一人、災害査定官四人、総括災害査定官一人及び施設管理指導官一人を置く。

2～6　（略）

7　施設管理指導官は、沿岸漁業の構造改善に関する事業に係る施設の管理、運営及び処分についての指導に関する事務を行う。

（北海道漁業調整事務所に置く課等）

第五百五十条　北海道漁業調整事務所に、次の二課並びに漁業監督指導官十六人、上席漁業監督指導官一人、安全操業調整官一人及び資源管理推進官一人を置く。

資源課

漁業監督課

（漁業監督指導官及び上席漁業監督指導官）

第五百八十一条　漁業監督課に、漁業監督指導官三十七人及び上席漁業監督指導官一人を置く。

2・3　（略）

別表第一（第九十七条関係）

名称	位置
（略）	（略）
門司植物防疫所下関出張所	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）
門司植物防疫所鹿児島支所八代出張所	八代市
門司植物防疫所鹿児島支所大分出張所	大分市
（略）	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。